

< 参考資料 1 >

北のクリーン農産物栽培協定書

私たち〇〇〇〇生産集団構成員一同は、北のクリーン農産物表示要領に基づく表示を行うにあたって、下記のとおり栽培協定を締結し、これを厳守することを誓約します。

記

- 第1条 表示を行う農産物の栽培に当たっては、別に定める「栽培基準」を遵守する。
- 第2条 表示を行う農産物は、他の農産物と分別して収穫・保管・出荷するものとする。
- 第3条 「栽培基準」に基づく栽培が的確に実現されるよう、構成員相互の技術交流と研鑽に努めるものとする。
- 第4条 表示を行う農産物の栽培に係る栽培履歴を記帳するものとする。
- 第5条 「栽培基準」に基づく栽培が実現できなかった場合には、北のクリーン農産物表示要領に基づく表示は行わないものとする。
- 第6条 この協定及び北のクリーン農産物表示要領の規定に違反した場合には、生産集団から除名するものとする。

令和 年 月 日

生産集団名：

代 表 者 名： 印

構 成 員

氏 名	印	氏 名	印

※登録申請時および新規加入者について記名、押印のこと（登録申請時は道協議会へ提出）